

ジェイアールバス東北本部

第20号

2021年1月26日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一

編集：情宣部

申5号「法令改正に伴う就業規則の改正」に関する 申し入れについて団体交渉を行う!!①

バス東北本部は、2021年1月22日（金）に申5号「法令改正に伴う就業規則の改正に関する申し入れ」について団体交渉を行いました。

主な議論経過は以下の通りです。

1. 今回の改正によって働き方がどのように変化するのか明らかにすること

(組合) 介護が必要な世代が増えてきている中で、柔軟な休暇取得について会社として問題意識は持っていたのか？

(会社) 今回の改正で、社員への仕事と育児、介護の両立を支援することで、柔軟な対応で働きやすい環境となる。今までも様々な規則の見直しを行ってきたが、その中で働きやすい環境づくりを考えている。今回の法令改正に限らず、議論してきた。

(組合) 今回の改正で勤務中間での取得（中抜け）を不可とした理由は何か？

(会社) 今回の法令改正で中抜けまでは求められていない。新しい制度の実施にあたり、準備も必要なため、今はこの段階までではあるが、会社として出来ると判断すれば法令以上に労働条件を良くすることも可能である。

2. 看護休暇、介護休暇についてのみ対応した理由を明らかにすること0

(組合) なぜ養育休暇を外したのか？

(会社) 今回の就業規則改正は、法令改正に対応するためであり、看護と介護のみとした。今後、話し合いながら検討していく。

(組合) 時間単位の休暇取得が法律上可能となったが、時間単位取得が望ましいとされている年休の時間単位の取得についての考え方を明らかにすること。

(会社) 対応する用意がない。今は看護・介護休暇を周知していくのが先である。

3. 今回の就業規則の改正において、乗務員勤務、交代勤務について対象外としている理由を明らかにすること。

(組合) JR東日本では、乗務員も対象となっているが、なぜ乗務員を対象外としたのか？

(会社) 業務の性質上、現状では取得が困難なため対象外としたが、今後の状況を見て検討する。これで終わりではなく議論は進めていく。